

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〈規則〉

○奈良県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
(税務課)

一

規則

奈良県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十八日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第二十五号

奈良県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

奈良県税条例の一部を改正する条例(平成十六年六月奈良県条例第一号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十六年十二月三十日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七七二二代

本誌は再生紙を使用しています。

